

隔離検疫施設の設計と運営

〔概要〕

輸入された植物の隔離検疫中における検疫病害虫又は検疫病害虫の付着した可能性のある荷口を分散防止及び封じ込めを行うための隔離検疫（PEQ）施設の設計と運営のための要件を規定している。

〔経緯〕

- ・2004(平成16)年4月、仕様書が承認
- ・2005(平成17)年5月、専門家作業部会（EWG）で原案作成
- ・2006(平成18)年5月、原案を基準委員会(SC)で検討の結果、EWGで再検討
- ・2008(平成20)年6月、各国協議
- ・2008(平成20)年11月、SCで検討の結果、スチュワードが原案修正
- ・2009(平成21)年5月、SCで各国協議案として承認

〔対応〕

① 各国協議された基準案の概要	② 我が国コメントの概要
<p>1. 要件</p> <p>(1) PEQ 施設の物理的要件及び運用上の要件の特徴により、封じ込めレベルを決定。 [21]</p> <p>(2) PEQ 施設の地理的要件（適度に隔離され、作物の栽培地及び極端な気候を避けること等）、物理的な要件（施設の大きさ、外部資材、処理システム等）及び運用上の要件（職員の資格、病害虫発生時の駆除方法、寄生した積荷の処分方法等）を規定。 [29-36]</p> <p>(3) 植物に検疫有害動植物が付着していないと判断され、その他輸入国の要求を満たす場合は、リリースされる。 [48-50]</p>	

① 各国協議された基準案の概要	② 我が国コメントの概要
<p>2. 付属書1 [51]</p> <p>様々な種類の検疫有害動植物の特性に対する PEQ 施設の仕様（運用上の要件、物理的要件）を提供している。</p> <p>検疫有害動植物の特性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 接ぎ木伝染する病害虫（例：ウィルス、ファイトプラズマ） ・ 土壌又は水のみで伝染する病害虫（例：シストセンチュウ） ・ 空気運ばれる又は可動性で、大きさが 0.2mm 以上の病害虫（例：アブラムシ、コナカイガラムシ） ・ 空気運ばれる又は可動性で、大きさが 0.2mm 未満の病害虫（例：一部のダニ類、アザミウマ種） ・ 高度に可動性があり、分散しやすい病害虫（例：さび病菌、空中浮遊細菌） <p>PEQ 施設の仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人が使用する事務所を含めた他の地域からの植物の物理的分離 ・ 敷地内への立ち入り制限 ・ 施設への給水及び排水の適切な処理 ・ 入り口の 2 重ドア ・ 施設内への立ち入りの防護服 ・ 廃棄物、装置等の消毒及び除菌 ・ 負の空気圧 ・ HEPA (High Efficiency Particulate Air) フィルターによる空気の濾過 ・ etc. 	<ul style="list-style-type: none"> ・ アブラムシ、コナカイガラムシの大きさについては国際的に決まった基準があるわけではない。このため、0.2mm と具体的に大きさを記載すべきではない ・ HEPA フィルターと同等の効果がある機器も含めるべき。